

佐渡汽船株式会社  
新型インフルエンザ等対策業務計画

平成27年6月1日

## 第1章 総則

### (計画の目的)

第1条 この計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社（以下、「会社」という。）及び佐渡汽船グループにおける新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

- 2 会社は、海外及び国内で新型インフルエンザ等が発生した場合、「新型インフルエンザ等対策業務計画」（以下、「本計画」という。）を実施することにより、従業員及びその家族の生命の安全確保を図るとともに、会社が可能な限り新潟・佐渡間の海上運送を継続することで社会的責任を果たすものとする。

### (基本方針)

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生時において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日。以下、「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（平成20年3月25日）、新潟県新型インフルエンザ等対策行動計画及び本計画に基づき、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、お客様の協力を得ながら、他機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期すものとする。

### (計画の運用)

第3条 政府行動計画における新型インフルエンザ等発生時の被害想定は次の通りであり、本計画においてもこの想定を準用する。

政府行動計画における被害想定

- (1) 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した社員等の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に社員等が発症して欠勤する場合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、社員等自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には社員等の最

大40%程度が欠勤するケースが想定される。

(用語の定義)

第4条 本計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ及び同条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ

新たに人から人に感染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(3) 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(4) 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

(5) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に影響を及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

### (対策本部の設置)

第5条 社長は、新潟県新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、佐渡汽船新型インフルエンザ等対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

2. 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は、対策本部を設置する指示をすることができる。

### (対策本部長)

第6条 対策本部長は、社長とする。

### (構成)

第7条 対策本部副本部長には副社長を充て、対策本部は、安全管理規程の各航路事故処理基準及び危機管理対応基準に定める非常対策本部で構成する。

- 2 対策本部には、救難対策部、旅客対策部、貨物対策部及び広報・庶務対策部を置く。

### (事務局)

第8条 対策本部の事務局は広報・庶務対策部とし、総務部長を事務局長とする。

### (対策本部長等の任務)

第9条 対策本部長、対策本部副本部長及び事務局長等の任務は次のとおりとする。

- (1) 対策本部長は対策本部を統括し、対応方針及び最優先業務を決定する。
- (2) 対策本部副本部長は、対策本部長を補佐する。
- (3) 事務局長は、対策本部の運営を統括するとともに、決定事項を指示し、記録の取り纏めを行う。
- (4) 対策本部を構成する各対策部は、対策本部における決定事項を実施し、その状況等を対策本部に報告する。

### (情報収集及び共有体制)

第10条 会社は、平素から国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共

団体、世界保健機関等から情報を入手する体制を整備し、発生時においては、その情報を早急に社員等に周知する体制を確保する。

- 2 対策本部長は、新型インフルエンザ等発生時には、社員等の罹患状況を把握するとともに、国、地方公共団体等から最新情報を収集する。
- 3 取引先、関係機関等への連絡、及びメディアを含めた対外的な情報発信は、全て対策本部を通じて行う。

(対策本部の解散)

第11条 対策本部長は、新潟県対策本部の廃止が県会に報告された場合には、対策本部を解散する。

- 2 対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき対策本部を設置した場合であって、対策本部で協議する必要があると判断した時は、対策本部を解散する。

(関係機関との連携)

第12条 会社は、平時から新型インフルエンザ等対策に関する業務を実施するうえで不可欠となる関係事業者等と発生時における連携等について協議する。

### 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容等)

第13条 会社は、第3条の規定を踏まえ、新型インフルエンザ等対策業務として、その感染状況に応じて旅客・車両・貨物の運送を適切に実施する。

(感染対策の検討及び実施)

第14条 会社は、新型インフルエンザ等の感染予防及び蔓延防止のため、個人及び職場における感染対策の徹底等について、次のように実施する。

- (1) 各職場の出入口に消毒薬を設置し、事務所への入室に際しては、手を消毒する。
- (2) 事務所の十分な換気、ドアノブ、エレベーターボタン等の消毒を実施する。
- (3) マスク等の感染予防具を装着する。特に不特定多数と接触する業務においては、積極的に装着する。
- (4) 社員等が通常使用する洗面所にうがい薬を設置し、外部からの訪問者の接客及び外出先から戻った際にはうがいを励行する。

- (5) 罹患した場合は出社せず、医師の判断に従う。治癒に伴う出社時期も同様とする。また、必ず所属長に連絡し、所属長は会社に報告する。
- (6) 所属長は、部下職員の健康状態の確認を日常的に実施し、感染者は完治するまで自宅待機させる。
- (7) 対策本部は、所属長からの連絡に基づき、全社の感染状況の取り纏めを行う。
- (8) 通勤に当たっては、公共交通機関利用者は可能な限り時差出勤に努めるとともに、他人との接触を避け、不要不急の人混み、雑踏の中には立ち入らないものとする。
- (9) 対策本部長は、必要に応じて新型インフルエンザ等発生地に居住する社員等に対し、自宅勤務を命じることができる。
- (10) お客様に対しては、マスク着用等咳エチケットの徹底などの呼びかけに努めるものとする。

#### 第4章 その他

##### (教育及び訓練の実施)

第15条 会社は、平素から正しい知識を習得し、社員等への周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練に参加するように努めるものとする。

2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

##### (計画の見直し)

第16条 会社は、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認められる場合には常務会の承認を得て変更するものとする。変更を行った場合は、軽微な変更である場合を除き、新潟県知事に通知するとともに、その要旨の公表を行う。

この計画は、平成27年6月1日から施行する。